

## 議事 I (報告事項)

# 島根県小学校長会 令和元年(2019)度 会務報告

R2.3.31

月	日	曜	会議名	月	日	曜	会議名
4	11	木	第一回事務局幹事会	10	2	水	全連小 対策・調研連絡会議（福岡）
4	19	金	第二回事務局幹事会	10	4	金	島根県小学校長会教育研究大会邑智大会
4	24	水	対策委員会 第一回幹事会	10	16	水	全連小 第233回理事会（秋田）
4	25	木	第一回 理事評議員会	10	17	木	全連小 第71回秋田大会～10/18まで
5	9	木	対策委員会 第一回委員総会	10	17	木	第二回広報部会（校長会報2号）
5	21	火	全連小 第232回理事会（東京）	10	28	月	全連小 第二回教育改革委員会（東京）
5	22	水	全連小 第71回総会（東京）	11	6	水	第五回事務局幹事会
5	29	水	第三回事務局幹事会	11	7	木	中国地区 第二回理事会（鳥取市）
5	31	金	対策委員会 第二回幹事会	11	8	金	中国地区 第66回鳥取大会
6	3	月	全連小 事務担当者会（東京）	11	13	水	対策委員会 県教委との懇談会
6	7	金	全連小 第一回合同委員会（東京）	11	14	木	対策委員会 県人事委との懇談会
6	11	火	対策委員会 第三回幹事会	11	18	月	全連小 第三回教育改革委員会（東京）
6	18	火	全連小 第一回教育改革委員会（東京）	12	17	火	臨時広報部会
6	19	水	第一回広報部会（校長会報1号）	1	9	木	対策委員会 第六回幹事会
6	21	金	第二回理事会	1	10	金	第六回事務局幹事会
6	26	水	対策委員会 第二回委員総会	1	14	火	全連小 第二回基金管理運営委員会（東京）
6	26	水	全連小 第一回基金管理運営委員会（東京）	1	22	水	対策委員会 第一回代表委員会
7	2	火	全連小 広報担当者会（東京）	1	24	金	全連小 大会事前打ち合わせ（京都）～1/25まで
7	4	木	対策委員会 第三回幹事会	2	7	金	中国地区 第三回理事会（鳥取市）
7	3	水	第四回事務局幹事会	2	13	木	全連小 第234回理事会～2/14まで
7	9	火	全連小 小学校長会長連絡協議会（東京）7/10まで	2	12	水	第三回広報部会（校長会報3号）
7	16	火	第一回調査研究部会	2	21	金	第四回理事会
7	23	火	第一回常任理事会	3	30	月	監査会
7	25	木	対策委員会 常任理事会				
7	26	金	中国地区 第一回理事会（鳥取市）				
8	6	火	対策委員会 第五回幹事会				
8	19	月	対策委員会 事務局会				
8	21	水	第三回理事会（一泊）～8/22まで				

# 令和元年度 島根県小学校長会 一般会計 決算書

収入総額	7,222,617 円
支出総額	5,979,812 円
差引残額	1,242,805 円

令和2年3月30日現在

## 収入の部

単位 円

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
I 負担金	5,516,000	5,516,000	0	学校割 28,000×197名
II 研究助成金	135,000	135,000	0	県教研から13.5万
III 繰越金	1,571,600	1,571,600	0	H30年度会計から
IV 寄付金	100	0	△ 100	
V 雑収入	300	17	△ 283	預金利息
合 計	7,223,000	7,222,617	△ 383	

## 支出の部

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
I 事務局費	810,000	727,504	△ 82,496	
1. 消耗品費	100,000	98,724	△ 1,276	
2. 備品費	50,000	0	△ 50,000	
3. 印刷費	70,000	66,735	△ 3,265	コピー保守料等
4. 通信運搬費	185,000	158,311	△ 26,689	郵券、電話料、ファクシミリ代、インターネット使用料
5. 使用賃借料	385,000	390,250	5,250	事務室・倉庫・家賃および共益費、駐車場使用料、電気料
6. 雑費	20,000	13,484	△ 6,516	教職員名簿、会議用茶等
II 事業費	4,011,000	3,497,320	△ 513,680	
1. 理事評議員会費	900,000	689,011	△ 210,989	理事評議会1、理事会3、常任理事会1(交通費・室料等) 8月理事会の交通費は各校負担へ(H29年度第1回理事評議員会)
2. 幹事会費	130,000	43,200	△ 86,800	会場費、交通費、事務連絡費
3. 監査会費	40,000	10,960	△ 29,040	会場費、交通費
4. 全国理事・委員会費	200,000	145,000	△ 55,000	理事会、会長会、2委員会、広報担当者他
5. 中国理事会費	360,000	352,700	△ 7,300	交通費等(鳥取3回)
6. 中国・全国校長大会費	257,000	257,000	0	参加費補助 全国大会(@4000×20名)、中国大会(@3000×59名)
7. 県校長大会費	450,000	593,638	143,638	研究大会費(邑智37万)、来年度研究大会準備費(安来3万)他
8. 調査研究費	100,000	58,920	△ 41,080	中国大会(2万×2)・県(1万×1)発表補助 全連小調査費等
9. 広報費	900,000	813,520	△ 86,480	会報(3回)、校長樹林等編集費・印刷費等
10. HP管理委託費	150,000	129,600	△ 20,400	年間更新・保守料
11. 専門委員会費	394,000	394,000	0	対策委員会委託費 2,000×197名
12. 特別委員会費	30,000	0	△ 30,000	教育記録編集委員会・HP編集委員会
13. 全国・中国大会運営費	100,000	9,771	△ 90,229	2022年度全連小島根大会(松江市)のための連絡調整
III 負担金	1,339,600	1,339,600	0	
1. 全連小負担金	1,280,500	1,280,500	0	6,500×197名
2. 中国負担金	59,100	59,100	0	300×197名
IV 積立金	400,000	400,000	0	全連小島根大会用積立
IV 雑費	30,000	15,388	△ 14,612	負担金・基金・参加費等 振込手数料負担分
V 予備費	632,400	0	△ 632,400	
合 計	7,223,000	5,979,812	1,243,188	

監査の結果適正に処理されていることを認めます。

令和 2 年 3 月 30 日

監 事

森 下 勇

監 事

板 倉 富士夫

# 令和元年度 島根県小学校長会 特別会計 決算書

収 入 総 額      2,463,932 円  
 支 出 総 額      2,311,801 円  
 差 引 残 額      152,131 円

令和2年3月30日現在

## 収 入 の 部

単位 円

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
I 負 担 金	1,970,000	1,970,000	0	10,000×197名
II 繰 越 金	287,386	287,386	0	H30年度会計から
III 寄 付 金	100	0	△ 100	
IV 雑 収 入	199,514	206,546	7,032	預金利息、教育記録編集費等
合 計	2,457,000	2,463,932	6,932	

## 支 出 の 部

項 目	予算額	決算額	増 減	摘 要
I 事 務 員 費	2,060,000	2,029,709	△ 30,291	
1. 給 料	1,260,000	1,260,000	0	105000×12ヶ月
2. 手 当	480,000	480,000	0	賞与4ヶ月、通勤手当5,000×12ヶ月
3. 社 会 保 険 料	320,000	289,709	△ 30,291	労災・健康・厚生年金拠出金・健康診断料
II 厚 生 費	325,000	282,092	△ 42,908	
1. 慶 弔 見 舞 金	40,000	0	△ 40,000	見舞・香典等
2. 退 職 記 念 品 料	105,000	108,232	3,232	44名分(感謝状浄書料、送料等)
3. 会 議 費	180,000	173,860	△ 6,140	理事会・常任委員会・幹事会等
III 渉 外 費	30,000	0	△ 30,000	
IV 雑 費	30,000	0	△ 30,000	
V 予 備 費	12,000	0	△ 12,000	
合 計	2,457,000	2,311,801	△ 145,199	

監査の結果適正に処理されていることを認めます。

令和 2 年 3 月 30 日

監 事 森 下 勇

監 事 板 倉 富士夫

令和元年

島根県小学校長会 基金・果実会計報告

令和2年3月30日現在

(1) 基金会計

項 目	金 額	摘 要		
預金総額	12,340,000			
運転資金会計から移行	1,810,000	昭和61年度末退職者寄付 320,000 昭和62年度会員298名 1,490,000		
※昭和62年度にそれまでの運転資金会計から、基金会計制度へ移行。 ※運転資金並びに平成3年度までの基金額@5,000円、平成4年度から@10,000円				
合計	10,530,000			
内  訳	昭和63年	315,000	平成16年	220,000
	平成01年	410,000	平成17年	200,000
	平成02年	295,000	平成18年	190,000
	平成03年	250,000	平成19年	300,000
	平成04年	480,000	平成20年	250,000
	平成05年	450,000	平成21年	390,000
	平成06年	500,000	平成22年	270,000
	平成07年	580,000	平成23年	210,000
	平成08年	530,000	平成24年	160,000
	平成09年	460,000	平成25年	200,000
	平成10年	430,000	平成26年	130,000
	平成11年	340,000	平成27年	380,000
	平成12年	320,000	平成28年	260,000
	平成13年	230,000	平成29年	280,000
	平成14年	310,000	平成30年	430,000
	平成15年	320,000	令和元年	440,000

管理状況	12,340,000	
	定期預金	12,330,000 山陰合同銀行北支店
	普通預金	10,000 山陰合同銀行北支店

監査の結果、適正に処理されていることを認めます。

令和2年 3 月 30 日

監 事 森 下

監 事 板 倉

勇 高  
富 士 夫

(2) 果実会計 ※基金会計から生じる預金利息等

普通預金

繰越金

小計	893,059	A
----	---------	---

収入の部

日本教育会残金繰り入れ	13,385	
果実会計普通預金利息	4	
果実会計普通預金利息	4	
基金会計定期利息 振替	3,046	
小計	16,439	B

支出の部

見舞金（長野・茨城・福島・宮城）	80,000	
小計	80,000	C

普通預金 計 (A + B - C)	829,498	
--------------------	---------	--

# 島根県小学校長会会則

第1条（名称） 本会は、島根県小学校長会といい、事務局を会長の指定するところにおく。

第2条（組織） 本会は、島根県内の小学校長をもって組織し、各市郡単位に校長会（以下支部という）をおく。

第3条（目的） 本会は、会員の資質を高め各支部の緊密な連絡協調を保ち、本県小学校教育の振興をはかることを目的とする。

第4条（事業） 本会は、前条の目的を達成するために、次のことを行う。

- （1）各支部の連絡・提携に関する事。
- （2）学校経営の研究改善並びに調査に関する事。
- （3）教育制度並びに教育行財政の研究及び改善に関する事。
- （4）校長及び教職員の地位並びに処遇の向上に関する事。
- （5）他国体との連絡提携に関する事。
- （6）その他、本会の目的達成に必要な事。

第5条（役員） 本会に、次の役員をおく。

会長1名 副会長3名 監事2名 事務局長1名  
理事若干名 常任理事若干名 幹事若干名

2. 会長、副会長、監事は、評議員会において、会員のうちから選出する。
3. 理事は、各支部の代表者及び会長委嘱者をもってこれにあてる。
4. 常任理事は、理事の中から互選する。
5. 事務局長及び幹事は、会長が会員のうちから委嘱する。
6. 本会に、事務局次長をおくことができる。事務局次長は会長が会員のうちから委嘱する。

第6条（役員の任期） 前条第1項に規定する役員の任期は、1年とし役員が欠けた場合の補欠役員の任期は、前任者の残任期間とする。

2. 役員は任期が満了しても、後任者が就任するまでその職務を行うものとする。

第7条（役員の任務） 会長は本会を代表し、会務を総理する。

2. 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
3. 監事は会計を監査する。
4. 理事は理事会を組織する。
5. 常任理事は常任理事会を組織する。
6. 事務局長は会長の命をうけ会務を行う。
7. 幹事は会長の命により会務を分掌し、理事会等に出席し意見をのべることができる。
8. 事務局次長は会長の命を受け、事務局長の補佐を行う。

第8条（評議員会） 本会に評議員会をおき、総会にかえるものとする。

2. 評議員は、毎年1回以上会長が招集する。
3. 評議員の数は、支部の会員数20名まで1名、21名以上は2名とする。
4. 支部の会員数が4名以下の場合には理事と評議員をかねることができる。ただし、その場合は監事に選出されない。
5. 評議員会は、理事会と併せて開催することができる。

第9条（評議員会の権限） 評議員会に附属する事項は、次のとおりとする。

- (1) 予算の議決及び決算の承認
- (2) 役員を選出
- (3) 会則の改廃
- (4) その他重要な事項

第10条（大会） 評議員会において必要と認めた場合は、大会を開くことができる。

第11条（理事会） 理事会は、会長、副会長、理事及び事務局長をもって構成する。

2. 理事会は、必要に応じて会長が招集し、評議員会より委任された事項、その他この会の事業を行う。

第12条（常任理事会） 常任理事会は、会長、副会長、常任理事及び事務局長をもって構成する。

2. 常任理事会は、理事会より委任された事項及びその他緊急事項の処理を行う。

第13条（専門委員会） 本会の目的達成のために必要があるときは、評議員会の承認を経て、専門委員会を設けることができる。

2. 専門委員会に関することは、別に定める。

第14条（経費・会費） 本会の経費は、会費、負担金及びその他の収入をもってこれにあてる。

2. 会費等に関することは、理事会の承認を経て別に定める。

第15条（基金） 本会の基盤を固めるとともに会の運営を円滑にするため、基金を造成する。

1. 基金の管理、運用については、別に定める。

第16条（会計年度） 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終る。

第17条（雑則） 本会則に定めるもののほか、本会の運営に関し必要な事項は、理事会の議を経て、別に定める。

#### 付 則

本会則は、昭和56年4月24日より実施する。

#### 備 考

- (1) 昭和25年6月15日より実施の島根県小学校長協会規約は昭和45年一部改正し、同規約第8条2項については、昭和46年4月1日に改正した。
- (2) 昭和56年4月24日より名称を島根県小学校長協会から島根県小学校長会に改めるとともに、前規約を廃し本会則を実施する。
- (3) 昭和62年12月4日一部改正（第15条）
- (4) 平成13年4月25日一部改正（第5条3）
- (5) 平成17年3月22日一部改正（第8条4）
- (6) 平成30年4月27日一部改正（第5条6, 第7条8, 第8条5の追加）



## 島根県小学校長会基金に関する規程

第1条 基金に関することは、この規程による。

第2条 島根県小学校長会は、その基盤を固めるとともに会の円滑な運営を図るため、基金を造成する。

2 基金の造成は、会員の拠出および繰入金ならびに寄付金による。

3 基金は、本会に加入時、10,000円拠出するものとし、払戻ししない。

4 基金の拠出は、毎年5月末日、各市郡毎にまとめて事務局へ納入する。

第3条 基金および基金から生ずる果実は、会長が管理する。

第4条 基金は理事会の決定により、確実な金融機関に預け入れ保管しなければならない。

第5条 基金および基金から生ずる果実は、これをとりくずすることができる。但し、その使途については、「基金に関する細則」第3条に限る。

第6条 基金および基金から生ずる果実の使途については、理事会において決定する。

第7条 基金および果実の会計については、毎年本会監事の監査を受け、理事会に報告しなければならない。

第8条 この規程に定めるもののほか、基金の管理運営に関する必要な事項は理事会で定める。

第9条 本規程の改定は、理事会において行うものとする。

### 附則

この規程は、平成27年4月1日から適用する。

### (参考)

昭和51年12月14日島根県小学校長会協会運転資金に関する規程適用。

昭和56年3月3日同上一部(第2条3)改正。

昭和62年12月4日同上規程廃止。

昭和62年12月4日昭和62年島根県小学校長会基金に関する規程適用。

平成3年12月3日同上一部(第2条3)改正。平成4年4月1日適用。

平成27年2月20日同上一部(第5, 6条)改正。平成27年4月1日適用。

## 島根県小学校長会基金に関する細則

### 第1条 基金の運用に関すること

- 1 年度当初の会務の円滑な運用を図るための運転資金とする。
- 2 本会において重要且つ緊急を要する場合の運転資金とする。

### 第2条 基金の拠出に関すること

本会に再加入した場合または島根県中学校長会の会員から転入した場合は、すでに基金を拠出したものとして取り扱う。

### 第3条 基金から生ずる果実に関すること

- 1 基金から生ずる果実は、果実の会計に繰り入れる。
- 2 果実の使途については、次の各号に該当するものとする。
  - (1) 予期しない本会の重要な活動に関する経費
  - (2) 記念行事や本県で開催される中国大会並びに中国地区で開催される全国大会への協力金等特別な予算を伴う事業の経費
  - (3) 罹災見舞等福利厚生に関する経費
  - (4) その他本会運営のため緊急必要な経費

### 附 則

この細則の適用は、基金に関する規程に準ずる。

### (参考)

平成19年8月24日一部改正(第3条2)

平成27年2月20日一部改正(第2, 3条)

## 島根県小学校長会 慶弔規程

- 1 この規程は島根県小学校長会の会員の親睦を図り、協力して教育の発展に尽くすよう、相互の心のつながりを強固にする一助として設けるものである。
- 2 会員が下記事項に該当するときは、この規程によって、慶弔するものとする。
  - (1) 会員が病気または事故等によって死亡したときは、10,000 円の弔慰金を贈る。
  - (2) 会員が退職・辞職したときは、感謝状・記念品を贈呈して、その労をねぎらう。
  - (3) その他慶弔を要する特別の場合は協議によって行なうものとする。
- 3 前 2 の(1)の事項が発生した場合は、各支部は速やかに本部に報告しなければならない。
- 4 この規程実施に必要な経費は当校長会特別会計から支出するものとする。

昭和 42 年 4 月 22 日	一部改正	[ 2 の(2) ]	
昭和 48 年 5 月 2 日	一部改正	[ 2 の(2) ]	一部削除 [ 2 の(3)(4) ]
昭和 51 年 3 月 3 日	一部改正	[ 2 の(1) ]	一部追加 [ 2 の(3) ]
昭和 56 年 4 月 24 日	一部改正	[ 2 の(3) ]	一部削除
昭和 57 年 9 月 8 日	一部改正	[ 2 の(1) ]	
平成 9 年 9 月 12 日	一部改正	[ 病気見舞・表彰祝の項削除 ]	

## 島根県小学校長会 罹災見舞規程

- 1 小学校が、浸水、倒壊または焼失等によって、不慮の災害を受けた場合は  
本会から見舞金10,000円を贈る。
- 2 会員の住居または家財が、前条の災害によって損害を受けた場合は見舞金  
10,000円を贈る。
- 3 罹災発生し、前1・2の事項に該当した場合は、各支部は速やかに本部に  
状況を報告しなければならない。
- 4 この規程の実施に必要な経費は当校長会特別会計あるいは果実会計から支出  
するものとする。

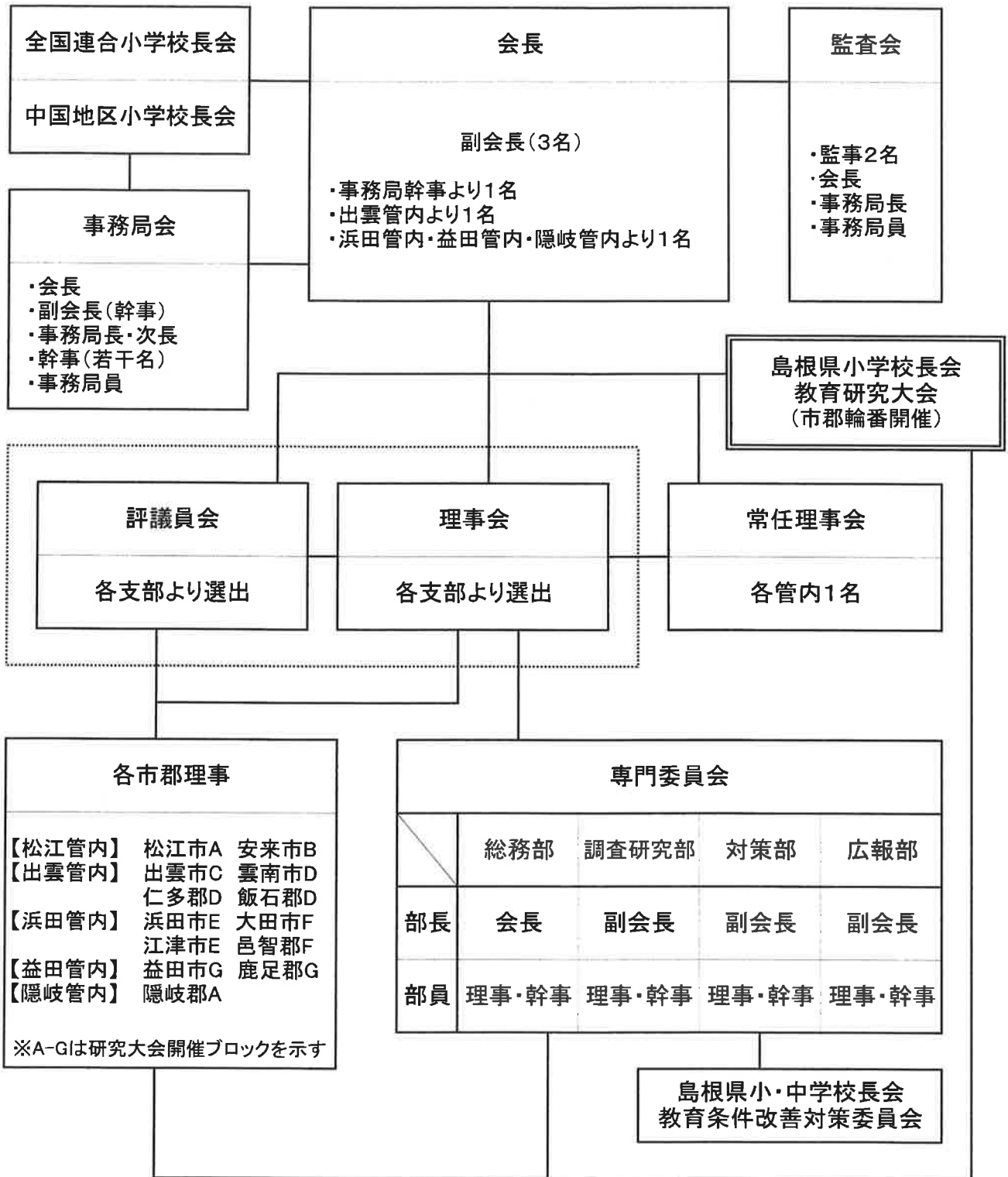
### 附 則

災害発生の状況および、その程度によって、本会は速やかに別途救援の途  
を計るものとする。

昭和57年9月7日 一部改正 1、2

平成19年8月24日 一部改正 1、2、4

# 島根県小学校長会組織図



付記 平成30年4月27日制定